住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額について

平成 18 年度の税制改正において、暮らしの安全と安心のための税制の一環として固定資産税に係る耐震改修促進税制が創設されました。この制度により、住宅に一定の耐震改修をおこなった場合、その住宅に係る固定資産税が減額されることになりました。

1. 減額の対象となる住宅の要件

次の(1)から(3)までのすべての要件を満たしている必要があります。

- (1)昭和57年1月1日以前に建築された住宅であること *用途が「住宅」のものには貸家なども含まれます。なお、耐震改修前に現行の耐震基準に適合しているかどうかにかかわらず、改修後に現行の耐震基準に適合していれば対象となります。
- (2) 平成 18 年 1 月 1 日から平成30年3月31日までの間に一戸当たり50万円以上の 耐震改修工事がおこなわれたものであること
- (3) 現行の耐震基準に適合した工事であること。
 - *原則として耐震改修後3ヶ月以内に大河原町税務課固定資産税係へ、地方税法施行規則附則第7条第7項の規定に基づく証明書(以下「耐震基準適合証明書」)を添付して申告する必要があります。申告書の用紙は大河原町税務課固定資産税係まで。
 - *耐震基準適合証明書は、建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関から発行 されます。なお、大河原町の補助を受けたかたは、役場地域整備課にご確認ください。

2. 減額の内容

(1)耐震改修工事が完了した年の翌年度の固定資産税から次の表の年数が減額になります。

耐震改修工事完了年	減額される年数
平成 18 年 1 月 1 日~平成 21 年 12 月 31 日	3 年間
平成 22 年 1 月 1 日~平成 24 年 12 月 31 日	2 年間
平成 25 年 1 月 1 日~平成 30 年 3月 31 日	1 年間

(2) 一戸当たり 120 ㎡相当分までの固定資産税額が 1/2 に減額されます。120 ㎡を超える住宅の場合、120 ㎡までの固定資産税額が 1/2 に、残りが通常の固定資産税額になります。

3. 問い合わせ先

耐震改修工事に関する問い合わせ先:大河原町役場 地域整備課(53-2445)まで。 固定資産税減額申告に関する問い合わせ先:大河原町役場 税務課(53-2113)まで。

固定資産税住宅耐震改修減額申告書

平成	午		
平成		Н	Н

大河原町長 殿

申告者(納税義務者)	住所•所在	
	(フリカ゛ナ)	
	氏名•名称	Ер
	電 話	
代理人	住所•所在	
	(フリカ゛ナ)	
	氏名•名称	ЕД
	電話	

大河原町税条例附則第10条の3第6項の規定に基づき、次の家屋に係る住宅耐震改修に伴う減額措置の適用について、事実を証する書類を添えて申告します。

記

	所在•地番			
家	家屋番号		種類(用途)	
家屋の内訳	構造		床面積	. m [*]
訳	建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
	耐震改修工事 完 了 年 月 日	年 月 日	耐震改修工事 に要した費用	円
できなかった理由三ヶ月以内に提出	※工事完了日から3ヶ月以内に提出できなかった場合のみ記入してください。 き ヶ は 月 か 以 っ 内 こ に 里 提			
備	※太枠内は職員が記入しますので,申告者の方は記載不要です。 備 添付書類			
考	□ 地方税法施行規則附則第7条第7項の規定に基づく証明書 □ 住宅性能評価書 □ 耐震改修に要した費用の確認ができる書類(領収書等)の写し			

記入方法

- 1. 申告者(納税義務者)の欄には、住宅耐震改修に伴う減額措置の適用を受ける家屋の納税義務者の住所または所在及び氏名または名称及び電話番号を記入し、押印してください。
- 2. 代理人の欄には、納税義務者が法人の場合は法人を代表して申告する人、その他の代理人の場合はその代理人の住所、氏名及び電話番号を記入し、押印してください。 なお、法人又は代理人の場合は、納税義務者からの委任状を添付してください。
- 3. 家屋の内訳欄には、所在・地番・家屋番号・用途・構造・床面積・建築年月日・登記年月日・耐震改修工事完了年月日・耐震改修工事に要した費用をそれぞれ記入してください。

4. ※記入例

	所 在 • 地 番	大河原町字新南19番地		
家	家屋番号	12-3	種類(用途)	専用住宅
家屋の内訳	構造	木造	床面積	112. 15m²
訳	建築年月日	S56年12月20日	登記年月日	S56年12月20日
	耐震改修工事 完 了 年 月 日	H27年10月13日	耐震改修工事 に要した費用	50万円

- 5. 添付書類として、地方税法施行規則附則第7条第7項の規定に基づく証明書、住宅性能評価書、耐震改修に要した費用の確認ができる書類(領収書等)の写しを提出してください。
- 6. 備考欄は職員が記入しますので、記載の必要はありません。